

内部取引消去期首残高の登録について

内部取引の期首残高登録

■3月19日のリリースによって内部取引の期首残高登録が可能となりました。

以下の「■対象」において全て当てはまった法人様につきましては、次ページ「■操作方法」に記載されている説明に沿って、期首残高登録を行ってください。

※内部取引消去期首残高登録は、第一期(運用開始年度の期)のみ使用できます。

■対象

- I ,社会福祉法人のマスタ体系を使用している法人様
(主に社会福祉法人)
- II ,第一期の期首残高に内部取引による残高が存在する法人様
- III ,貸借対照表に内部取引による残高が発生している法人様

内部取引の期首残高登録

■操作方法

- 修正方法は年次繰越の状態によって2通りとなります。
 - ①年次繰越処理がお済みでない場合、期首残高登録を行って下さい。
 - ②年次繰越済みの場合、「F5 年度戻し」で第一期まで年度を戻してから、期首残高登録を行って下さい。

参考：第一期までの年度戻しの方法について

- 上記②の場合で来期に仕訳があり、年度戻しできない場合については、以下の手順に沿って進めてください。
 - ①来期の仕訳を「F6 仕訳伝票」からエクスポートする
 - ②来期の仕訳を全て削除する
 - ③年度戻しを行う
 - ④複数回年次繰り越しを行っていた場合、第一期まで①-③を繰り返す。
 - ⑤期首残高登録を行う
 - ⑥再度、年次繰越を行う
 - ⑦「①」でエクスポートしたファイルを使用し、「F7 仕訳データ取込」でインポートを行う。
 - ⑧複数回年次繰越を行っていた場合、作業前の年度まで⑥-⑦を繰り返す。

※あらかじめ、科目マスタ等の検索コード欄に重複や空欄が無いよう、ご確認下さい。